

兵庫県公報

平成24年7月24日 火曜日 第2408号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 地積を特に減ずる土地の指定（同）	2
○ 平成15年兵庫県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部改正（水産課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	4
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	11
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	11
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	14
○ 落札者等の公示（情報企画課）	18
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	18
○ 平成24年度兵庫県看護功績賞表彰（医務課）	20
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	21
○ 入札公告（但馬県民局）	21
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	26
辞 令	
○ 辰馬 章夫	29

告 示

兵庫県告示第938号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成24年7月11日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
集落基盤整備事業	上津橋地区	平成24年7月24日から 同 年8月13日まで	神 戸 市 西 区 役 所



兵庫県告示第939号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））上福田開拓地区第2工区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地については、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市	大字	字	地番	地目	用途	地積(m ²)	特に減ずる地積(m ²)
加東市	稲尾	土手ノ西	332-30	田	田	1,111	281.70
同 市	稲尾	土手ノ西	333-2	田	田	971	658.65
同 市	木梨	川北山	442-281	田	田	284	186.67
同 市	木梨	川北山	442-288	田	田	978	730.87
同 市	木梨	川北山	442-289	田	田	796	336.83



兵庫県告示第940号

平成15年兵庫県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中「曾根町加入区 曾根町漁業協同組合」を削る。



兵庫県告示第941号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
養父市畑字イノ谷86から97まで、98の1、字猪ノ谷414から417まで、419から421まで、422の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第942号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市山崎町神谷字北山1の1から1の3まで、字八岡2の1、2の2、2の4、2の6、2の8から2の12まで、2の16から2の21まで、2の27から2の29まで、字寺谷4の1、4の2（次の図に示す部分に限る。）、4の3から4の16まで、4の19、4の21、4の22、4の43（次の図に示す部分に限る。）、4の48、4の50、字森谷5の1から5の3まで、5の7

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第943号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市和田山町竹ノ内字奥179の1、179の2、180から182まで、183の1、183の2、184、184の1、185、186、187の1、187の2、188の1、188の3、190

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥183の1・187の1・187の2・190（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、179の2、182、183の2、184、184の1、186

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第944号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市岩津字井谷192の 2、192の11、192の12
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第945号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町上岸田字鐘鋳場612の 1、612の 2、612の 4、612の 6、612の13、612の14、612の16、字北谷672の 5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鐘鋳場612の 1・612の 2・612の 6・612の13・612の14・612の16・字北谷672の 5（以上 7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第946号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市和田山町竹ノ内字床尾216の137、216の139、216の140
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第947号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市和田山町竹ノ内字床尾216の1（次の図に示す部分に限る。）、216の3、216の5から216の80まで、216の137から216の141まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第948号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市一宮町東河内字中山2282の5、2282の7、2282の15、2282の16、2282の20（次の図に示す部分に限る。）、2281の21、2282の22、2282の25から2282の27まで、2282の29、2282の32、2282の34
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第949号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 島 田 哲 成
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)			
能 力	33m ³ /分	34m ³ /分			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後5日	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～20時30分 9時間	8時～20時 12時間			
使用時間の季節的変動の概要	な し	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6.5～7.5	6.5～7.5	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15以下	15	10以下	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	20以下	20	10以下	10
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	40以下	40	2以下	2
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	10以下	10	10以下	10
	りん含有量 (単位 mg/L)	10以下	10	2以下	2
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1.2以下	1.2	2以下	2
	クロム含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.0005	0.0005	0	0.15	

備考 特定施設から出る汚水等の処理は外部業者に委託するとともに、間接冷却水以外は下水道接続しているため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1) 一溶液1		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1) 一溶液2		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1) 一溶液3		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1) 一溶液4	
切削工具用原料粉末20g/月		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
8時30分～20時30分 9時間		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
4～7	4	6～8	6～8	4～7	4	5～8	5～8
10以下	10	10以下	10	10以下	10	10以下	10
15以下	15	15以下	15	15以下	15	15以下	15
15以下	15	15以下	15	15以下	15	15以下	15
10以下	10	5以下	5	10以下	10	5以下	5
3以下	3	10以下	10	3以下	3	3以下	3
—	—	1以下	1	—	—	1以下	1
—	—	—	—	1以下	1	—	—
1以下	1	1以下	1	1以下	1	1以下	1
—	—	—	—	—	—	—	—
0.001	0.001	0.001	0.001	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1) —溶液5		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4) —溶液1	
同 左		超硬合金25kg/日		容量75L×3槽		超硬合金300kg/月	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		8時30分～20時30分 12時間		24時間連続		8時～20時 12時間	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
5～8	5～8	6.5～8.5	6.5～8.5	8～11.6	11.6	5～8	5～8
10以下	10	15以下	15	1以下	1	10以下	10
15以下	15	20以下	20	120以下	120	10以下	10
15以下	15	15以下	15	70以下	70	10以下	20
5以下	5	—	—	101以下	101	35以下	35
3以下	3	—	—	—	—	2以下	2
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1以下	1	1.2以下	1.2	—	—	2以下	2
—	—	—	—	1以下	1	—	—
0.0006	0.0006	0.021	0.021	0	0.15	0.01	0.02

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 4) 一溶液2	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通 常	最 大
5～8	5～8
10以下	10
20以下	20
20以下	30
35以下	35
2以下	2
—	—
—	—
2以下	2
—	—
0.02	0.03

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年 7月24日から同年 8月14日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第950号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成24年 5月 1日から同年 6月26日まで
- 3 作業地域
尼崎市長洲中通地域及び北城内地域



兵庫県告示第951号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点の復旧測量）
- 2 作業期間
平成24年 4月20日から同年 6月29日まで
- 3 作業地域
西宮市鷺林寺南町



兵庫県告示第952号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神北県民局長から報告があった。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成24年 8月 1日（水）午前10時から午前11時まで
- 2 場所
宝塚市旭町 2—4—15 兵庫県宝塚総合庁舎 1階 第1会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 アクセスホーム
代表者氏名 河 合 康 弘
事務所所在地 川西市平野 3—2—8
免許番号 兵庫県知事(3)第203202号
免許年月日 平成19年 8月 5日

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）

第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成24年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成24年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宝塚高次脳機能障害者共生の会

イ 代表者の氏名 小森 義子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市伊子志4丁目2番60号 シティ逆瀬川315号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受け、後遺症として高次脳機能障害を受傷した当事者、その家族及び支援者に対して、障害の正しい知識の普及と情報提供を行い当事者の社会復帰、社会参加の促進、就労支援及び家族が抱える負担の軽減を図るとともに、世間の誰もがなりうる脳障害に対し、支援者及び第三者への理解を深めることに関する事業を行い、当事者とその家族が安心して社会生活を営める環境を築くことに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成24年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人一円電車あけのべ

イ 代表者の氏名 中尾 一郎

ウ 主たる事務所の所在地 養父市大屋町明延1184番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、明延鉱山の産業遺産に関する調査・研究や保存・活用、地域活性化イベントなどの事業を行い、活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成24年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人新エネルギーをすすめる宝塚の会

イ 代表者の氏名 中川 慶子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中筋山手3丁目2番10号

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して安心安全な暮らしを保障するため、再生可能エネルギー利用、省エネルギー、蓄エネルギーを促進する事業を行い、環境先進都市宝塚の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成24年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こころ・からだ研究所

イ 代表者の氏名 久保 香

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市石劬町9番20号

エ 定款に記載された目的

この法人は、児童期までの親子及び様々な問題を抱えていたり、今後そういう状況に成りうる青年期から成人期の人に対して、親子等の健全な心身の育成を支援する事業を行い、児童期までの親子の生活の質の向上とすべての人が心豊かに暮らしていくことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成24年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人OLDMANPAR72

イ 代表者の氏名 山口 勝美

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市香寺町溝口692番地2 溝口ハイツB-1

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県姫路市を中心とし近隣の地域住民のあらゆる青少年から高齢者に対して、年齢を

問わず子供から大人まで一緒に楽しめるゴルフスポーツの普及を図るとともに、ゴルフ教室をはじめとする技術指導に関する事業を行い、ゴルフを通じて心身ともに健全な育成に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ワークハウスのぞみ

イ 代表者の氏名 井 上 和 代

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市尾浜町2丁目35番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人もない人も、共に育み、共に働き、共に生き、互いに尊重しあえる地域社会をつくるための事業を行い、もって心豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人舞台芸術島アーチャー

イ 代表者の氏名 後 藤 博 子

ウ 主たる事務所の所在地 洲本市由良町内田33-3

エ 定款に記載された目的

この法人は、淡路島を主なフィールドとして、「新バレエ道」の思想を主軸とした舞台芸術の振興・教育支援事業をはじめとして、地域に根付いたコミュニティとしてのバレエ教室の運営・企画・イベント開催、舞台芸術家の雇用促進と環境整備支援、食育による健康な身体をつくる提案や関連食品の販売などの事業を通じて、地域の活性化をも促し、広く芸術振興に寄与することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 S c o t t h i あこう

イ 代表者の氏名 松 崎 清 継

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂市元塩町4番地2

エ 定款に記載された目的

この法人は、赤穂市住民に対して、安心してより快適に暮らせるまちづくりの推進に関する事業を行い、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人スマイルプラス

イ 代表者の氏名 西 村 和 亜

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市三坂町4番3号 生駒ビル2階

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、コミュニケーション能力向上と子育て支援等に関する事業を行い、豊かな市民の暮らしづくりに寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人221ファーム

イ 代表者の氏名 形木原 千 束

ウ 主たる事務所の所在地 明石市魚住町清水151-4 B-101

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、障害者自立支援法に基づくサービスの提供、地域活動支援に関する事業を行い、皆が助け合える地域社会の創造に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人コクーンコンサルタンツ

イ 代表者の氏名 森 田 慎 一、クリストファーズ クリスフランシス

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市宝松苑13番43-102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、社会貢献に寄与する団体、もしくは個人に対し運営資金や事業を運営するノウハウを提

くりに寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みつくす

イ 代表者の氏名 神 尾 由 美

ウ 主たる事務所の所在地 明石市小久保6丁目9番地の18

エ 定款に記載された目的

この法人は、おもに就園前の児童及び園児とその保護者に対して、就園困難な年齢層を含む保育と発育相談、子育てを介した地域交流に関する事業を行い、子どもの発達と成長に応じたリズムのある保育を行うことによって、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人つどい場みち

イ 代表者の氏名 浦 田 美智子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市戸ノ内町2丁目4番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、高齢者の福祉の増進を図るとともに、介護や子育てに関する相談・情報提供事業及び地域住民との交流事業などを行い、すべての人々が安心してともに生きてゆける地域社会の実現と、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人五仁會

イ 代表者の氏名 竹 垣 悟

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市坂元町8番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、犯罪者及び非行少年をはじめとした一般市民に対して、自立及び就労支援等により社会復帰、再犯防止に関する事業を行い、犯罪減少、地域社会の安全等による公益増進に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人放課後遊ぼう会

イ 代表者の氏名 足 立 典 子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市仁川台289番1

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちと、子どもを取り巻く人々に対して、子どもたちが豊かな遊びをとおしてたくましく成長できる環境づくりに関する事業を行い、子どもの福祉の増進と誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人コミュニティリンク

イ 代表者の氏名 細 谷 崇

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市野上1丁目2番2号 若葉荘207号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、市民団体・行政・企業と連携を図り、地域社会に対してICT活用に関する事業を実施し、人と人をつなぎ、自治をつなぎ、地域をつなげる情報通信基盤や情報通信サービスを創出し、安全安心で暮らしやすい地域社会及び活力ある地域経済の発展に寄与することを目的とする。

9 (1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日中会計税務交流機構

イ 代表者の氏名 王 昱

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市武庫川町6番26—2502号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本・中国の企業、市民に対して会計税務知識の普及促進に関する事業を行い、日中経済社会の更なる発展に貢献することを目指し、企業経営の活性化・人材育成に寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成24年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人さくらネット

イ 代表者の氏名 石 井 布紀子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市田代町16番8号 パルティールN棟西号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、人づくり、関係づくり、まちづくりに関する支援を必要とする人たち及び団体に対して、災害にも強い福祉コミュニティ創出に関する調査研究・提言・情報発信事業、協働による市民社会創造を推進するための調査研究・提言・情報発信事業、関係機関のネットワーク構築・調整事業、人材育成および人材育成プログラム開発事業を行い、可能性への共感と信頼、自己責任に基づくしなやかでより高次の取り組みの開発を促し、安心・安全なまちづくりを通じて、より豊かな市民社会の創造に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成24年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人たつのGHO

イ 代表者の氏名 川 崎 洋 文

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市揖保町栄89番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者が、地域で自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な就労支援に関する事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成24年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西

イ 代表者の氏名 田 上 時 子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中野町4番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、女性や子どもなど社会的弱者に対する人権侵害を許さない社会、また、性別や年齢、人種に関係なく、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を図るため、暴力防止や人権教育に関する事業、それに関する情報の提供、並びに、男女が尊重しあいながら、共に社会の構成員としての自覚と主体性をもって社会活動に参画していくための学習会などを実施するとともに、男女共同参画センターを管理・運営することにより、大人も子どもも共に力を合わせ、生きていく力をつけていくこと（エンパワメント）と、豊かな市民社会の構築に寄与することを目的とする。

13(1) 申請受付年月日 平成24年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ふれんど

イ 代表者の氏名 石 光 徹

ウ 主たる事務所の所在地 川西市小戸1丁目7番9号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障がい者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

14(1) 申請受付年月日 平成24年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人とことこ

イ 代表者の氏名 中 山 君 江

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市逆瀬川1丁目1—46

エ 定款に記載された目的

この法人は、介護が必要な障害者に対して、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業、身体障害者小規模作業所の運営事業等の自立生活支援、障害者福祉の向上に関する事業を行うことにより、すべての人々が安心して健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

15(1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人播磨発達サポートネットSOWER

イ 代表者の氏名 浅原 奈緒子

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡播磨町南大中3丁目5番27号

エ 定款に記載された目的

この法人は、支援を必要とする地域住民に対して個々のニーズに合った暮らしや学習方法を提案し、生活支援及び学習支援に関する事業を行い、子どもたちを中心とする地域の人々の健全育成や、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

16(1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こども環境活動支援協会

イ 代表者の氏名 小澤 紀美子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲風園1丁目8番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、青少年をはじめとする幅広い人々が、地球環境に配慮した暮らしや活動ができる地球市民として人類共通の目標である持続可能な社会づくりに参画してくれることを願い、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、環境教育・環境学習や自然体験などに関する諸事業を行うことを通じて子どもたちの自主的な環境活動を支援することを目的とする。

17(1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人びゅう

イ 代表者の氏名 中島 紀子

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市東芦屋町1-5 タイニープラザ102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、国際的視野を持った人格の形成と家庭を支える家事の価値や実践の研究と活動を行うと共に、このような目的で活動する国内・国外の団体や個人の援助を行うことにより、一人ひとりの個性を伸ばし品格を高め、もってその感性と知恵を活かし、心豊かな家庭と社会の創造に寄与することを目的とする。

18(1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人子どものみらい尼崎

イ 代表者の氏名 濱田 格子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南武庫之荘1丁目10番23-103号

エ 定款に記載された目的

この法人は、尼崎地域住民に対して、子育ての孤立化を防ぐための居場所づくり事業や、住民どうしのつながりの中で親だけでなく子どもも自ら学び、考え、選択する学習機会の提供を行うとともに、子どもや親だけでなく地域の人々への支援も通じて、子どもが健やかに育つ、男女共同参画による心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

19(1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人シーズ加古川

イ 代表者の氏名 田中 茂

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市加古川町篠原町111番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、加古川市を中心とした播磨地域とその周辺地域の個人及び団体に対して、公益を目的とした自発的な市民活動を支援するとともに、個人・企業に対する社会貢献活動の啓発を行い、市民活動

の促進を図り、これをもって21世紀の市民社会にふさわしい魅力と活力にあふれる素敵な地域の創造に寄与することを目的とする。

20(1) 申請受付年月日 平成24年 6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人コミュニティ事業支援ネット

イ 代表者の氏名 東 朋 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市櫛塚町2番20号

エ 定款に記載された目的

この法人は、まちづくり、芸術・文化、社会教育、経済活性化等、様々な分野のコミュニティ・ビジネス及び地域づくりに取り組む、又は取り組もうとする市民に対して、企業・行政・地域づくり団体など、多彩な主体との協働により、コミュニティ・ビジネス及び地域づくりを推進する事業を行い、地域コミュニティの活性化を図ることを通じて、創造性豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とする。



落札者等の公示

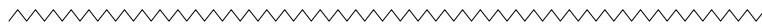
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 7月24日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
兵庫情報ハイウェイ運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局情報企画課システム管理室 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年 6月25日
- 4 落札者の名称及び住所
西日本電信電話株式会社 兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 落札金額
3,044,616,949円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年 5月15日



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目
8	神戸市中央区中尾町105番 3	2,120.36	宅地
9	神戸市長田区雲雀ヶ丘三丁目63番、64番	2,795.68	宅地
10	神戸市長田区雲雀ヶ丘三丁目65番、66番	2,783.23	宅地
11	豊岡市九日市上町字サクラ653番 1	4,681.04	雑種地
12	豊岡市九日市上町字サクラ653番 9	746.36	雑種地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係
- (2) 配布期間及び申込期間
平成24年7月24日（火）から同年8月23日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 物件番号8、9及び10
ア 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成24年8月28日（火） 午前10時から
- (2) 物件番号11及び12
ア 場所
豊岡市幸町7番11号
豊岡総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成24年8月30日（木） 午後1時から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係

電話 (078) 341-7711 内線2550、2551



平成24年度兵庫県看護功績賞表彰

兵庫県看護功績賞規則（昭和42年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、平成24年7月10日に次の者を表彰した。

平成24年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 氏名及び住所

氏 名	住 所
青 木 豊 子	神戸市西区
足 立 育 子	尼崎市
稲 恒 子	神戸市中央区
内 田 峰 子	高砂市
奥 川 薫	神戸市長田区
小 田 美紀子	尼崎市
小 武 夏 子	明石市
小 林 則 子	たつの市
嵯峨山 喜代子	姫路市
宗 野 茂 子	揖保郡太子町
田 中 由紀子	神戸市須磨区
中 井 弘 美	豊岡市
中 山 秀 美	神戸市垂水区
西 垣 直 子	美方郡新温泉町
沼 本 教 子	神戸市西区
平 川 弘 美	神戸市中央区
寶 毛 良 子	養父市
前 田 榮 子	南あわじ市
美 濃 千 里	西宮市
村 上 恵美子	神戸市西区
本 井 貴 子	豊岡市
森 岡 美智子	大阪市港区
森 田 弘 恵	加古川市

山 内 春 代 赤穂市
 山 中 誉 子 姫路市
 山 本 孝 子 宍粟市

2 功績内容

看護の重要性を深く認識し、博愛と奉仕の精神をもってその職務に精励し、看護の発展向上に多大な功績があった。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

篠山市味間新字中澤ノ坪105番、106番1、106番2、107番、108番1、109番1、110番1、111番1、111番3、112番1

同 市味間新字井根澤ノ坪117番の一部、134番1の一部、134番2の一部

同 市中野字上南沢ノ坪216番1、217番2、218番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市須磨区弥栄台3丁目1番地の6

株式会社G-7ホールディングス 代表取締役 木 下 守

3 許可年月日及び許可番号

平成23年11月18日

兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-3号（23篠山）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 7月24日

契約担当者

但馬県民局長 石 井 孝 一

1 調達内容

(1) 調達する物品の名称及び数量

LED道路照明灯の賃貸借 523灯

(2) 調達物品の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 賃貸借期間

平成24年12月1日（土）から平成34年11月30日（水）まで

(4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明した者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
- (1) 交付期間
平成24年7月24日(火)から同年8月7日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)
 - (2) 交付場所
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
兵庫県但馬県民局総務企画室財務第1課 担当 福田
電話 (0796) 26-3606 F A X (0796) 24-7490
- 4 入札参加申込書、入札書の提出期間
- (1) 入札参加申込書の提出期間
平成24年7月24日(火)から同年8月7日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)
 - (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先
前記3(2)に同じ。
 - (3) 入札・開札の日時及び場所
日時 平成24年9月5日(水)午後1時30分
場所 兵庫県豊岡総合庁舎 別館 第1会議室
 - (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年9月4日(火)午後4時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
- 5 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
 - ア 受付期間
平成24年7月24日(火)から同年8月22日(水)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、午後0時30分から午後1時30分までを除く。)
 - イ 受付場所
前記3(2)に同じ。
 - ウ 提出書類
仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
 - エ 提出方法
持参又はF A Xにより提出すること。
 - オ 確認の結果
平成24年8月27日(月)午後5時までに通知する。
 - (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
 - (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。
- 6 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金

入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 7月24日

契約担当者

但馬県民局長 石 井 孝 一

1 調達内容**(1) 調達する物品の名称及び数量**

L E D道路照明灯の賃貸借 453灯

(2) 調達物品の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 賃貸借期間

平成24年12月 1日 (土) から平成34年11月30日 (水) まで

(4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の 5に相当する額を加算した金額(当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。**(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。****(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。****(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。****(5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明した者であること。****3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所****(1) 交付期間**

平成24年 7月24日 (火) から同年 8月 7日 (火) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9時から午後 4時まで(午後 0時30分から午後 1時30分までを除く。)

(2) 交付場所

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課 担当 日野

電話 (0796) 82-3141 内線117 F A X (0796) 82-3988

4 入札参加申込書、入札書の提出期間**(1) 入札参加申込書の提出期間**

平成24年 7月24日 (火) から同年 8月 7日 (火) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9時から午後 4時まで(午後 0時30分から午後 1時30分までを除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記 3 (2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成24年 9月 5日 (水) 午後 1時30分

場所 兵庫県但馬県民局新温泉庁舎

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年9月4日（火）午後4時まで前記3(2)の場所に必着のこと。

5 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成24年7月24日（火）から同年8月22日（水）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

イ 受付場所

前記3(2)に同じ。

ウ 提出書類

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成24年8月27日（月）午後5時まで通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年9月3日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

免除

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年9月19日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Kouichi Ishii, Executive Director General, Tajima District Administration Office
- (2) Nature and quantity of the products to be procured:
453 (four hundred and fifty-three) sets of LED road lightings (leasing contract)
- (3) Lease period:
December 1, 2012 - November 30, 2022
- (4) Delivery location:
As per designated by the head of the procuring entity in specifications
- (5) Deadline for tender:
13:30 September 5, 2012 by direct delivery
16:00 September 4, 2012 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:
Mr. Hino, Construction Affairs Division, Shin-Onsen Public Works Office, Tajima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government
522-4 Ashiya, Shin-Onsen-cho, Mikata-gun, Hyogo 669-6701
TEL (0796)82-3141 Ext.117



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。
平成24年 7月24日

契約担当者
但馬県民局長 石 井 孝 一

1 調達内容

- (1) 調達する物品の名称及び数量
LED道路照明灯の賃貸借 570灯
- (2) 調達物品の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 賃貸借期間
平成24年12月 1日（土）から平成34年11月30日（水）まで
- (4) 納入場所
契約担当者が仕様書等で指定する場所
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿

(以下「名簿」という。)に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明した者であること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成24年7月24日(火)から同年8月7日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

(2) 交付場所

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

兵庫県但馬県民局養父土木事務所工事業務課 担当 末廣

電話 (079) 662-2126 F A X (079) 662-7384

4 入札参加申込書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成24年7月24日(火)から同年8月7日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成24年9月5日(水)午前10時30分

場所 兵庫県但馬県民局養父土木事務所 会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年9月4日(火)午後4時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成24年7月24日(火)から同年8月22日(水)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

イ 受付場所

前記3(2)に同じ。

ウ 提出書類

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成24年8月27日(月)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年9月3日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
免除
- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年9月19日（水）までであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
 - キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Kouichi Ishii, Executive Director General, Tajima District Administration Office
- (2) Nature and quantity of the products to be procured:
570 (five hundred and seventy) sets of LED road lighting (leasing contract)
- (3) Lease period:
December 1, 2012 - November 30, 2022
- (4) Delivery location:
As per designated by the head of the procuring entity in specifications
- (5) Deadline for tender:
10:30 September 5, 2012 by direct delivery
16:00 September 4, 2012 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:
Mr. Suehiro, Construction Affairs Division, Yabu Public Works Office, Tajima District

Administration Office, Hyogo Prefectural Government
320 Shimonamba, Yoka-cho, Yabu, Hyogo 667-0022
Tel (079)662-2126

辞 令

平成24年 7月 1 日付

辰 馬 章 夫

兵庫県公安委員会委員に任命する